

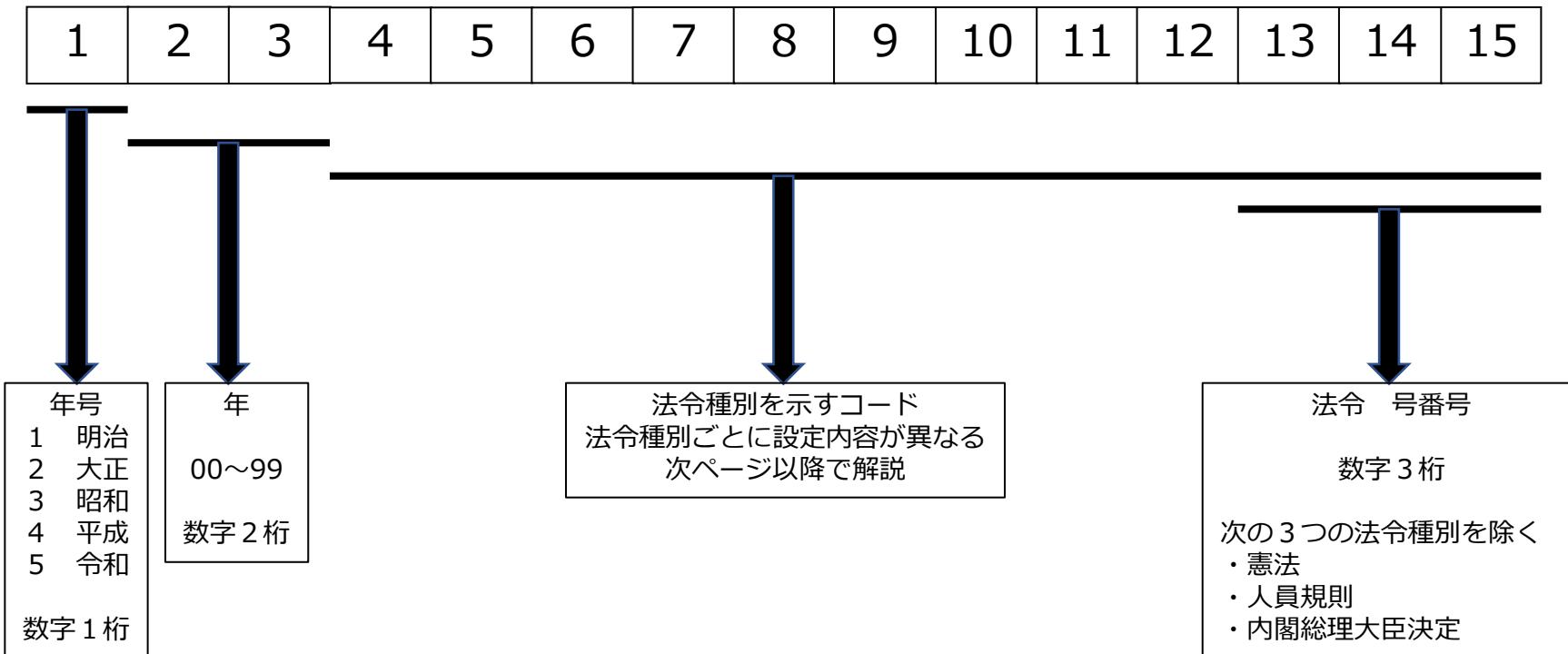
法令IDについて

法令IDとは、法令を一意に特定するために総務省行政管理局において定義したものです。その法令IDの命名規則について解説します。

法令IDのコード体系（基本）

法令IDは、15桁の文字列です。

15桁のそれぞれの意味は、次の通りです。



法令ID（憲法）

桁数	意味	例	語源
1～3桁	元号と年数		
4～15桁	憲法を表す種別コード	CONSTITUTION	Constitution

例 昭和二十一年憲法 → 321CONSTITUTION

法令ID（法律）

桁数	意味	例	語源
1～3桁	元号と年数		
4～5桁	法律を表す種別	AC	Act
6～12桁	閣法と議員立法の区別	0000000 : 閣法 1000000 : 衆議院議員立法 0100000 : 参議院議員立法	
13～15桁	法令 号番号3桁	001 ~ 999	

例 昭和三十五年法律第百五号 → 335AC0000000105

法令ID（政令）

桁数	意味	例	語源
1～3桁	元号と年数		
4～5桁	政令を表す種別	CO	Cabinet Order
6～12桁	効力を表す種別コード	0000000 : 政令 1000000 : 法律	
13～15桁	法令 号番号3桁	001 ~ 999	

例 平成十五年政令第二百六十三号 → 415CO00000000263

法令ID（勅令）

桁数	意味	例	語源等
1～3桁	元号と年数		
4～5桁	勅令を表す種別	IO	Imperial Ordinance
6～12桁	効力を表す種別コード	0000000 : 政令 1000000 : 法律	
13～15桁	法令 号番号3桁	001 ~ 999	

例 昭和十八年勅令第六百十八号 → 318IO00000000618

法令ID（太政官布告）

桁数	意味	例	語源
1～3桁	元号と年数		
4～5桁	太政官布告を表す種別	DF	Dajyokan Fukoku
6～12桁	効力を表す種別コード	0000000 : 政令 1000000 : 法律	
13～15桁	法令 号番号3桁	001 ~ 999	

例 明治五年太政官布告第三百三十七号 → 105DF0000000337

法令ID（太政官達）

桁数	意味	例	語源等
1～3桁	元号と年数		
4～5桁	太政官達を表す種別	DT	Dajyokan Tasshi
6～12桁	効力を表す種別コード	0000000 : 政令 1000000 : 法律	
13～15桁	法令 号番号3桁	001 ~ 999	

例 明治十年太政官達第九十七号 → 110DT0000000097

法令ID（太政官布達）

桁数	意味	例	語源
1～3桁	元号と年数		
4～5桁	太政官布達を表す種別	DH	Dajyokan Hutatsu
6～12桁	効力を表す種別コード	0000000 : 政令 1000000 : 法律	
13～15桁	法令 号番号3桁	001 ~ 999	

例 明治六年太政官布達第十六号 → **106DH00000000016**

法令ID（府省令）

桁数	意味	例	語源等
1～3桁	元号と年数		
4～5桁	府省令を表す種別	M[1-6] ※	Ministry Order
6～12桁	府省令・委員会の組み合わせを表すビット	別紙「府省令ビット定義」を参照	
13～15桁	法令 号番号3桁	001 ~ 999	

※1～6の数値は別紙「府省令ビット定義」の「bit」列参照

例 平成二十七年文部科学省・環境省令第一号 → **427M60001080001**

法令ID（行政機関の規則（人事院規則））

行数	意味	例	語源
1～3行	元号と年数		
4行	規則を表す種別	R	Regulation
5～7行	人事院を表すコード	JNJ	JiNJiin
8～9行	規則の分類	01～99	
10～12行	規則の分類中の連番	001～999	
13～15行	改正規則の連番	001～999	

例 昭和三十三年人事院規則九一二四 → 333RJNJ09024000

平成二十七年人事院規則九一一七一一四二 → 427RJNJ09017142

法令ID（会計検査院規則、行政機関の規則 及びその他機関の規則）

(人事院規則を除く)

桁数	意味	例	語源
1～3桁	元号と年数		
4桁	規則を表す種別	R	Regulation
5～12桁	対象機関を表すコード	下記表を参照	
13～15桁	法令 号番号3桁	001～999	

例 昭和二十二年会計検査院規則第一号 → 322R00000001001

対象機関	コード
会計検査院規則	00000001
海上保安庁	00000002
日本学術会議規則	00000003
土地調整委員会規則	00000004
金融再生委員会規則	00000005
首都圏整備委員会規則	00000006
地方財政委員会規則	00000007
司法試験管理委員会規則	00000008
公認会計士管理委員会規則	00000009
外資委員会規則	00000010

対象機関	コード
文化財保護委員会規則	00000011
日本ユネスコ国内委員会規則	00000012
最高裁判所規則	00000013
衆議院規則	00000014
参議院規則	00000015
船員中央労働委員会規則	00000016
電波監理委員会規則	00000018
カジノ管理委員会規則	00000019

法令ID（行政機関の規則（内閣総理大臣決定））

行数	意味	例	語源
1～3行	元号と年数		
4行	規則を表す種別	R	Regulation
5～7行	内閣総理大臣決定を表すコード	PMD	Prime Minister Decision
8～11行	決定月日	0104, 1031等	
12～15行	同一決定日内の連番	0000～9999	

例 平成二十七年十月十日内閣総理大臣決定 → **427RPMD10100000**

(別紙) 府省令 ビット定義

26ビット～28ビットは空き領域

bit	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
M1 1869年7月8日～	(空き)	(空き)	(空き)	(空き)	(空き)	(空き)	(空き)	司法省令丙	農商務省令臨	拓殖務省令	農林省令	陸軍省令(乙)	海軍省令(甲)	通信省令	鐵道省令	商工省令	農商務省令	厚生省令	文部省令	大蔵省令	外務省令	司法省令	内務省令	大東亜省令	宮内省令	閣令			
M2 1943年11月1日～	(空き)	(空き)	(空き)	(空き)	(空き)	(空き)	(空き)	(空き)	(空き)	(空き)	農林省令	陸軍省令(甲)	運輸通信省令	運輸省令	商工省令	農商務省令	厚生省令	文部省令	大蔵省令	外務省令	司法省令	内務省令	大東亜省令	宮内省令	閣令				
M3 1945年12月1日～	(空き)	(空き)	(空き)	(空き)	(空き)	(空き)	(空き)	中央労働委員会規則	中央労働委員会規則	(空き)	(空き)	(空き)	第二復員省令	第一復員省令	通信省令	運輸省令	商工省令	農林省令	厚生省令	文部省令	大蔵省令	外務省令	司法省令	内務省令	本部令	経済安定	宮内省令	閣令	
M4 1947年5月3日	(空き)	(空き)	(空き)	(空き)	(空き)	委員会規則	国家公安委員会規則	公正取引委員会規則	中央労働委員会規則	(空き)	(空き)	(空き)	建設省令	労働省令	通信産業省令	農林省令	厚生省令	文部省令	大蔵省令	外務省令	司法省令	内務省令	本部令	経済安定	総理府令	法務府令			
M5 1949年6月1日～	(空き)	(空き)	(空き)	委員会規則	公安審査委員会規則	公害等調整委員会規則	国家公安委員会規則	公正取引委員会規則	中央労働委員会規則	電波監理委員会規則	改革推進本部令	中央省庁等	電気通信省令	農林省令	物価庁令	建設省令	労働省令	郵政省令	通商産業省令	農林水産省令	厚生省令	文部省令	大蔵省令	外務省令	自治省令	本部令	経済安定	総理府令	法務府令
M6 2001年1月6日～	(空き)	(空き)	委員会規則	力ジノ管理	委員会規則	公安審査委員会規則	公害等調整委員会規則	国家公安委員会規則	公正取引委員会規則	中央労働委員会規則	原子力規制委員会規則	運輸安全委員会規則	保護委員会規則	特定個人情報	デジタル庁令	防衛省令	環境省令	国土交通省令	経済産業省令	農林水産省令	厚生労働省令	文部科学省令	財務省令	外務省令	法務省令	総務省令	復興庁令	内閣府令	内閣官房令

昭和二十五年郵政省令第四号 の法令IDの作り方

昭和二十五年 325 = 3 (昭和のコード) + 25
郵政省令 M5 = bit列から昭和二十五年を選択
0001000 = 前頁のビット定義から郵政省令にフラグを立てる
0000000000000000100000000000
これを16進数に変換する
1000
桁揃えの0を入れる
0001000
第四号 = 004

→ **325M50001000004**

これにより、共管が多い場合の府省令でも対応可能。

例：（令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号）→ 501M60000f00006
0000000000000000111100000000 2進数
F00 16進数

大幅な省庁再編の際には、M7として世代を上げる。